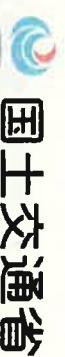


改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について（告示：令和2年4月24日）



- ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、「標準的な運賃の告示制度」が創設。
- 標準的な運賃は、①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価に、②適正な利潤をえたものを基準。原価の算定に当たっては、①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正すること、②コンプライアンスを確保できることを前提。

1. 運賃表の設計方針

○ 運賃表の基本

⇒ 貸切(チャーター)を前提として、(1)距離制、(2)時間制の双方の運賃表を策定。また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

○ 車種等の違い

⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)について設定。・ドライバン型のトラックを基準として算出。※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定。

○ 地域差 ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定。

2. 運賃と料金の考え方

⇒ 料金(待機時間料、高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等)については、運賃表とは別に項目を規定。
※待機時間料は、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定(30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入)。

3. 「適正な原価」の考え方

○ 元請け・下請けの関係

⇒ 実運送事業にかかる原価等を基準に運賃を算出。

○ 減価償却費(車両)

⇒ 法定期間(リース期間・融資期間等)の実態を加味し、5年での償却を前提に算出。

○ 人件費

⇒ 全産業平均の時間当たりの単価を基準。

4. 「適正な利潤」の考え方

⇒ 経常利益(営業外収入を除く。)として一定水準確保できるよう、自己資本に対する適正な利潤額を算定。

○ 間接費(一般管理費等)

⇒ トラック運送事業の平均値を使用。

○ 借入金利息

⇒ 営業外費用として、適正な原価に算入。

○ 帰り荷の取扱い

⇒ 対応率50%の前提で算出。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(議員立法)の概要 (平成30年法律第96号)



改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(=働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

- 法令に違反した者等の参入の厳格化
- ・欠格期間の延長(2年→5年)
- ・処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

- 以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化
- ・安全性確保(車両の点検・整備の確實な実施等)
 - ・事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
 - ・事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

- 荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化
→ 原則として運賃と料金とを分別して收受
=「運賃」:運送の対価 「料金」:運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

① 輸送の安全に係る義務の明確化

- 事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・車庫の整備・管理
- ・健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

【公布日 : 平成30年12月14日】

3. 荷主対策の深度化

※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例:過労運転、過積載等)

→ 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
・荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 國土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの期限措置】

(1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
→ ① 國土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有

② 國土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ

(2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合
→ 國土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請

(3) 要請をしてもなお改善されない場合
=「運賃」:運送の対価 「料金」:運送以外のサービス等
→ 國土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合→公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【令和5年度末までの期限措置】

標準的な運賃の告示制度の導入

- 【背景】荷主への交渉力が弱い等
→ 必要なコストに見合った対価を收受しにくい
→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない
- 法令遵守して運営する際の参考となる
(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる